

# 令和2年度 市民税・県民税の申告 受付は2月17日(月)から

## ▶申告受付

- 期 間：2月17日(月)～3月16日(月)(土・日曜と祝日を除く)
  - 受付時間：9時～17時(混雑の状況に応じ、受付時間を変更することがあります)
  - 場 所：市役所1階 税務課 市民税係(106番窓口)
  - 問 合 せ：税務課 市民税係(内線281～283)
- ※申告期間中は、受付窓口や電話等大変混み合います。また、自動車等による来庁時に市役所駐車場の混雑状況によっては駐車できない場合がありますので、ご了承ください。
- ※申告書の控えが必要な人は、あらかじめコピーを取っておいてください。



## ▶申告が必要な人

### 1. 令和2年1月1日現在、市内在住で、次の要件にあてはまる人

- ①給与所得者で次のような人
  - ・勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない人(提出があるか不明な場合は勤務先で確認してください)
  - ・給与を2カ所以上の事業所から受け取っている人で、合算して年末調整を受けていない人
- ②前年中に営業・農業・不動産などの所得のあった人
- ③前年中の所得が公的年金だけで、医療費控除などの諸控除を受ける人
- ④控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者になっていない人
- ⑤前年中の所得がなく、市外の人の扶養親族になっている人

### 2. 市外の人で、市内に事業所や家屋敷のある人

※所得税の確定申告をする場合は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。ただし、上場株式等の配当または譲渡所得について、所得税確定申告とは異なる課税方式を選択する人は市民税・県民税の申告が必要です。

また、所得税の確定申告が不要となる少額の所得であっても、市民税・県民税の申告は必要です。

## ▶申告に必要なもの

### 1. 令和2年度 市民税・県民税申告書

### 2. 印かん(認印でかまいません)

### 3. 前年中の所得を証明する書類(原本)

- ・給与所得・雑(年金)所得があった場合は源泉徴収票
- ・その他の所得を証明する書類(各種営業帳簿、決算書、収支明細書など)

### 4. 前年中の控除を証明する書類(原本)

- ・控除証明書(生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料・旧長期損害保険料)

- ・国民年金保険料の支払いをした旨を証する書類
- ・国民健康保険税などの支払金額がわかるもの
- ・医療費の明細書及び寄附金の証明書

※医療費の特例(セルフメディケーション税制)を受ける人は、セルフメディケーション税制の明細書及び「一定の取組」を明らかにする、検診等または予防接種を受けた書類

- ・障害のある人や、障害者を扶養している人については障害者手帳等

※65歳以上の要介護認定を受けている人が障害者控除対象者と認定される場合があります。詳しくは、介護福祉課(内線514・515)へ

### 5. 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の前年中の所得がわかる源泉徴収票など

### 6. 国外居住親族にかかる扶養控除等の適用を受ける人は「親族関係書類」と「送金関係書類」

### 7. 「マイナンバーカード」または「通知カード(紙製)及び身元確認書類」

## ◆令和2年度から適用される主な税制改正

### ・ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税の対象となる地方団体(都道府県・市区町村)は、令和元年6月1日以後、一定の基準に基づき総務大臣が指定するようになりました。

### ・住宅借入金等特別税額控除の見直し

令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合、適用年数と住宅借入金等特別税額控除額が見直しされました。

## ▶お知らせ

この申告期間のみ、所得税の確定申告書の提出が市役所312会議室でできます。(記入内容の確認・相談はできません。)確定申告書の控えに、奈良税務署の受付印が必要な場合は、直接、奈良税務署へ提出してください。